川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改 正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区 Bの区域の項を次のとおり改める。

登戸	建築物の用途の 制限	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは、 建築してはならない。
駅前		
地区		
В		

- 1 の区域		
登戸駅前地区B―2の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(1階又は2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。) (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階又は2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。) (3) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。) (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	建築物の敷地面 積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
登戸駅前地区B―3の区域	建築物の用途の 制限	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは、 建築してはならない。
	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の40以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面(法第52条第4項に規定する地盤面をいう。)からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームをの他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(令第135条の16に定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の明に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1)に割着、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第26条に定める床面積

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規 定は、令和6年4月1日から施行する。

## 参考資料

制定要旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。